

	通常の 乗合 交通		通常の 乗用 交通			個別モビリティ	輸送資源活用や共助	
案	案1	案2	案3	案4	案5	案6	案7	案8
手段	乗合タクシー (定時定路線)	デマンド型交通 (区域運行)	タクシー利用補助 (補助券)	タクシー乗場 (4条乗用)	タクシーのグループ利用	シェア型交通	既存交通活用	住民共助 (ボランティア)
写真・図								
根拠法	道路運送法 第4条 (乗合)		—	道路運送法 第4条 (乗用)		—	— (無償を基本として、 道路運送法外の想定)	— (無償を基本として、 道路運送法外の想定)
運行・運用方法	路線バスと同様に決まったルートを決まった時刻で運行 (定員10人乗り以下)	事前に予約した人を対象に出発地から目的地まで運行 (ルートを決めることもある) (デマンドタクシーであれば定員10人乗り以下)	(一定の条件に該当する方を対象として) タクシーを利用時に一定の補助 (ただし、利用額や回数等の制限あり)	タクシーの待機場所または配車場所として駅やバス停から離れた場所に設置 (使い方、支払いなどは通常のタクシー利用と同様)	タクシー利用者の申し込みを集約しタクシー事業者へ配車連絡をし、タクシーに相乗り (近所等の仲間内での約束、同乗利用)	乗用車、自転車、電動キックボード等を一定の料金のもと自由に貸出・返却できるシステム	施設等の送迎車両を活用し、混乗方式で同乗	地域のボランティアによる運行
車両 (想定)	ワゴン車	ワゴン車またはセダン車	ワゴン車またはセダン車	ワゴン車またはセダン車	ワゴン車またはセダン車	乗用車、自転車、電動キックボード	マイクロバス、ワゴン車またはセダン車など	ワゴン車またはセダン車
運行形態	定時定路線型	デマンド型・区域運行	個別輸送	個別輸送	相乗り	—	定時定路線型またはデマンド型	多様
対象者	不特定	不特定 (利用登録、利用予約が必要)	特定 (高齢者、免許返納者等の限定)	不特定	不特定 (グループとしての利用)	不特定 (利用登録、利用予約が必要)	特定 (利用登録、利用予約が必要)	特定 (会員登録) の場合、不特定の場合あり
新規投資の必要性	新たに車両が必要	新たに車両が必要なほか、予約システムの構築が必要	不要 (車両は既存のタクシー)	タクシー乗場の整備が必要 (車両は既存のタクシー)	事例によっては予約システムの構築が必要	既存システムの活用の場合、ポートの設置が必要	新たに車両が必要なほか、予約受付の費用が必要	新たに車両が必要なほか、予約受付の費用が必要
メリット	○幹線道路以外での運行が可能 ○バスより小規模需要に適する	○幅広い移動ニーズに合わせた運行が可能	○既存タクシーが活用できる	○既存タクシーが活用できる △タクシーの配車指定場所として活用できる	○既存タクシーが活用できる	○運転手不要 ○既存のシステムの活用など、導入が容易なシステムである	○地域の資源を有効活用できる	○幅広い移動ニーズに合わせた運行が可能 ○地域で運行管理を管理するため運行経費を比較的抑えられる
デメリット	×幅員の狭い道路が多い場合、乗り入れ困難 △利用が少ない場合は非効率で、経費に見合う必要がある △輸送力が限られる	×幅員の狭い道路が多い場合、乗り入れ困難 △経費に見合う必要がある △長距離運行には不向き △予約・配車用にオペレーターまたはシステム構築が必要	×対象エリアに限った利用券配布の場合に不平等感の発生 (エリアを拡大した場合、費用が大きくなる可能性がある)	△輸送力が限られる △敷地の確保が必要 (必要な面積は小さい)	△輸送力が限られる	△利用者自身での運転が必要 △駅等での利用が集中し、駅で借りられない場合がある	△連携可能となる施設、事業者が近隣にいることが前提 △施設、事業者との協議、利用者への理解が必要	△地域住民ドライバーの確保、地域組織の構築が課題 △持続性の確保の課題がある △有償運送制度に沿った安全運行等の対応が必要
備考			移動困難者等へのタクシー助成(福祉施策)	前野町、向原において社会実験実施中	住民らが仲間として相乗りでタクシー利用	個別の交通手段のポート設置	施設送迎車両等の活用 (無償・ボランティア)	住民協力による実施 (無償・ボランティア)